

沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

初回精密検査・定期検査費用の助成に必要な書類

フォローアップに同意した方は、初回精密検査費用助成・定期検査費用の助成(条件あり)が受けられます。初回精密検査・定期検査を受けた後に、保健所に必要書類を提出してください。

様式は、保健所・医療機関にあります。

また、沖縄県地域保健課ホームページよりダウンロード可能です。

「沖縄県 肝炎 重症化予防」で検索 → <http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/kekaku/20150601.html>

詳しくはリーフレットを参照ください。

●初回精密検査費用助成（助成回数 1回限り）

※平成27年6月1日以降の検査、肝炎ウイルス検査・検診の1年以内に受けた初回精密検査費用助成

- ① 肝炎検査費用請求書(様式3)
- ② 医療機関の領収書(原本)
- ③ 診療明細書(原本)
- ④ 振込口座が確認できる書類(写し)・債権者登録申請書(保健所にて記載)
 - 県の財務会計システムに登録されていない場合に必要。
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 保健所・市村からの肝炎ウイルス検査の結果通知書等(写し) (医療機関への紹介状も可能)
 - 市村での検診の場合 → 提出
 - 保健所の検査の場合 → 提出不要
- ⑦ 参加同意書(様式1)(写し)
 - 市での検診の場合 → 提出 (問診票で参加同意書を兼ねる)
 - 保健所の検査の場合 → 提出不要

●定期検査費用助成（助成回数 年度2回）

※住民税非課税世帯に属する方、世帯全員の市町村民税所得割合算額235,00円が未満の方

※1回につき慢性肝炎は2,000円、肝硬変・肝がんは3,000円の自己負担があります(非課税世帯除く)。

- ① 肝炎検査費用請求書(様式3)
- ② 医療機関の領収書(原本)
- ③ 診療明細書(原本)
- ④ 振込口座が確認できる書類(写し)・債権者登録申請書(保健所にて記載)
 - 県の財務会計システムに登録されていない場合に必要。(初回精密検査を申請した方は提出不要)
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 住民票謄本(世帯全員の住民票)市村役場
- ⑦ 申請者の世帯全員の課税証明書(市町村民税課税年額(所得割)を証明する書類)市村役場
 - 世帯全員分です。
- ⑧ 医師の診断書(様式4)
 - 2回目以降は省略できます。(病態に変化がある場合は除きます)
- ⑨ 参加同意書(様式1)(写し)
 - 精密検査から申請の方は、申請時に保健所にて記載。(初回精密検査を申請した方は提出不要)

【申請窓口】 宮古保健所健康推進班 肝炎担当

電話 :0980-73-5074

平日(土日祝除く) 8:30~12:00/13:00~17:00

●保健所にお越しになる前に、上記番号にご連絡をお願いいたします。
来所時は、1階インターフォンを押して担当をお呼びください。